

堺市受付印

法人の市民税の更正の請求書

記入例

令和 年 6 月 20 日

堺市長殿

管理番号

7777777

法人番号

1-1111-1111-1111

所在地及び
電話番号

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3-1

(電話 000-000-000)

(フリガナ)
法人名

サカイゼイショウジ

堺税商事 株式会社

(フリガナ)
代表者氏名

サカイゼイタロウ

堺税 太郎

第十号の四様式（提出用）

地方税法第 321 条 の8の2 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象となる事業年度又は連結事業年度

● 年 4 月 1 日 から ▲ 年 3 月 31 日 まで

摘 要

更正の請求前

更正の請求後

課 税 標 準 等

1,000,000 円

900,000 円

税 額 等

10,000

9,000

法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合

法定納期限

年 月 日

法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合

第1号の判決等の確定日

年 月 日

第2号の更正・決定等のあった日

年 月 日

第3号の政令で定める理由の生じた日

年 月 日

法第321条の8の2の更正の請求の場合

国の税務官署の更正の通知日

■ 年 6 月 10 日

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項

法人税の更正を受けたため

連結親法人の本店所在地及び電話番号

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3-1

(電話 000-000-000)

(フリガナ)
連結親法人の名称及び法人番号

サカイゼイホールディングス

(法人番号)

堺税ホールディングス 株式会社

9-999

▽ボタンから、
選択できます

還付を受けようとする金融機関

堺

銀行

堺

本店・
支店

口座番号

(普通・当座)

70000000

関与税理士署名

堺税 均

▽ボタンから、
選択できます

(電話 000-000-000)

記載要領

- 1 この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項若しくは第321条の8の2又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和2年旧法」という。）第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の市町村長に1通提出すること。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。
- 6 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この記載要領において「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）において当該請求を行う法人が連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（令和2年旧法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。
- 7 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の8の2又は令和2年旧法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第7条第1項又は令和2年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。
- 8 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人が記載すること。